

平成 30 年度

事業計画書

社会福祉法人 田尻町社会福祉協議会

平成 30 年度事業計画書

【基本方針】

近年、社会福祉を取り巻く環境は、急速な少子高齢化、独り暮らしや高齢者のみの世帯の増加、児童等への虐待など地域社会の機能が大きく変化していく中で、地域における人々のつながりが希薄化しています。また、既存の制度だけでは対応できない複合したニーズや社会的孤立、貧困を背景とする深刻な生活課題に対し、介護保険制度の法改正による総合事業や生活困窮者自立支援事業など様々な政策が打ち出され、社会福祉法人に求められる役割はますます大きくなっています。

このような中、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的機関として位置づけられ、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、行政や様々な分野の関係機関、団体等との連携を図り、地域における課題やニーズを的確にとらえ、それらに対応した事業に取り組むことが求められています。

当協議会といたしましては、地域福祉を推進していくうえで事業の中核であります小地域ネットワーク活動推進事業をはじめボランティア活動推進事業や日常生活自立支援事業の充実に努め、また福祉総合相談事業や共同募金配分金事業そしてシルバー人材センター事業など既存事業につきましても、引き続き取り組んでまいります。また、昨年度新規補助事業として取り組んでまいりました「たじり地域づくり活動助成金事業」を広く住民の皆様に活用していただけるよう広報活動に努めてまいります。

受託事業においては、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の一環として実施している介護予防の体操を中心としたサロン活動をより拡充させてまいります。また、高齢者の生きがいづくりや引きこもり防止に繋げていくことを目的とした「高齢者居場所づくり事業」や「老人福祉センター事業」につきましても充実に努めてまいります。

また、子どもに対しての事業として、引き続き地域の大人と子どもが一緒になって、楽しみながら防災を学ぶ「たじり子ども防災教育事業」を他団体と協働し、継続実施してまいります。

加えて、「社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題の取り組み」
として、個人情報保護とプライバシーに関する管理規定等の整備又、「社会的
援護を要する人々の問題に対する取り組み」として、役員、職員の各種研修へ
の参加によりまして、人権問題に対する認識を深めてまいります。

【事業内容】

1. 法人本部組織運営

- (1) 法人関係
 - 理事会の開催 (年5回)
 - 評議員会の開催 (年2回)
 - 監事監査の実施 (5月)
 - 事務局体制の充実
 - 内部監査の実施 (年3回)

(2) 研修事業

- 理事・評議員の研修 (人権研修等への参加)
- 職員の研修 (職場内研修の実施、府社協開催の研修への参加、
人権研修への参加)

(3) 調査・広報活動の充実

- 広報誌「たじり社協だより」の発行 (不定期年5回全戸配布)
- 地域福祉活動、各種事業の啓発

(4) 総合相談支援の充実

- 福祉総合相談窓口の実施 (ワンストップ窓口)

(5) たじり地域づくり活動助成金事業

- 地域団体が自主的に実施する取り組みに対して、活動の初期におけ
る一定期間に助成することにより、新たな地域団体の発掘や既存団体
の活性化に寄与することを目的とした事業の実施

(6) たじり子ども防災教育事業【たじり防災キャンプ in たじり】

- 子どもたちに対して地域の方々と協働で防災の大切さを楽しみなが

ら学んでもらう事業の実施

2. ボランティア活動推進事業

ボランティアの需給調整

ボランティア連絡会の育成強化及び自立活動の支援

ボランティア連絡会への活動助成 【共同募金・歳末配分金】

ーコミュニティサロン「チョボラッタ」の活用ー

その他地域活動団体との連携

3. 小地域ネットワーク活動推進事業

(1) 個人援助活動

要援護者支援活動（見守り・声かけ、安否確認活動）

見守り・声かけ、安否確認事業の体制整備

避難行動要援護者支援プラン（個別計画）への協力

【町との連携事業】

(2) グループ援助活動

世代間交流（児童と高齢者との交流）

茶話会（75歳以上の独居、年5回）

老人福祉センター事業協力（サロン・食事会参加者対象）

4. 善意銀行事業

災害支援等への助成

緊急一時食料品等給付事業

善意銀行預託払出（物品）及び田尻町ボランティア連絡会コミュニティサロン部会からの助成を得て、緊急的かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなった場合に、その食料等の現物を給付することにより生活再建に向けた支援を行うことを目的とした事業の実施

5. 共同募金運動

赤い羽根 共同募金運動の実施（10月）

街頭募金等により啓発活動の実施

歳末助け合い運動の実施（12月）

6. 福祉サービスの利用援助事業

日常生活自立支援事業 【府社協からの受託事業】

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力の不十分な方に対して、福祉サービス利用に関する支援及び金銭管理を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援を行う。

地域包括支援センター、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）、関係機関等との連携強化

7. 資金貸付事業 【府社協からの業務受託】

貸付資金の効果的運用
大阪府生活福祉資金貸付

8. シルバー人材センター事業

会員登録者拡充のための啓発活動推進

会員の就業体制の整備

安全就業、適正就業の推進

業務受注活動の推進（啓発活動）

ワンコインサービス（500円）

福祉的要素も含め70歳以上のお一人暮らし高齢者及び夫婦世帯、お一人暮らしの障害のある方に対して30分ぐらいの軽微な業務（例：電球交換、日用品の買い物等）を行う。また、そこから付随して見えてくる福祉課題や生活課題も含め福祉総合相談窓口で対応するなど、包括的に展開していくことを目的とする事業の実施

9. 老人福祉推進事業

高齢者福祉活動団体への活動助成 【歳末助け合い配分金】

おせち料理配食（75歳以上の独居、町内に子どもがいない方に
本人一部負担で配食） 【歳末助け合い配分金】

調髪助成

75歳以上の希望者・65歳以上の寝たきりの方に調髪券を交付
（本人55%負担） 【共同募金配分金】

老人福祉センター事業の拡充 【町からの受託事業】

I. 老人福祉センター

①生活、健康等の各種相談及び健康増進指導

②教養講座の実施

- ③長友会連合会に対する援助
- II. 福祉風呂事業
 - ①入浴者の管理（受付）
 - ②浴室・浴槽清掃
- III. 生きがい体操教室
 - ①体操教室の実施
- IV. 高齢者居場所づくり事業

地域の身近な場所（嘉祥寺・吉見・りんくうの3地区）で介護予防体操を中心としたサロン活動を行い、身近な方々で顔見知りを増やし、助け合い支えあい活動を生み出す基盤とする。また、介護予防、精神的自立や生きがいづくり、引きこもりや孤独死防止につなげていくことを目的とする事業の実施。

10. 障害者（児）福祉対策事業

障害者（児）団体への活動助成 【歳末助け合い配分金】
 調髪助成

1・2級の身体障害者、重度の知的障害者の希望者に調髪券交付
 （本人55%負担）【共同募金配分金】

11. たじりファミリーサポートセンター事業 【町からの受託事業】

子育てを行う方に仕事と育児を両立できる環境を提供し、地域住民の子育て支援に資するため、田尻町内において育児の援助を行いたい方（援助会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）との相互援助活動を行うためのアドバイザー業務等の実施

※援助会員養成研修の実施

※会員向け交流会の実施

12. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）設置事業 【町からの受託事業】

制度の狭間や複数の福祉課題を抱えるなど、既存のサービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の業務及び生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域ニーズと地域支援のマッチングなどを行う「生活支援コーディネーター」業務も兼務する事業の実施

13. 介護予防支援サポーター事業

【町からの受託事業】

※介護保険第1号被保険者（65歳以上）で、かつ要介護認定を受けていない方、又は、65歳未満の有志の方でそれぞれ介護予防支援サポーターとして登録された方による地域福祉活動を通じた社会参加及び地域貢献を奨励するとともに、高齢者自らの介護予防を支援する事業であります。介護支援サポーターとして登録した高齢者が、あらかじめ登録された町内の介護施設や指定事業においてボランティア活動することにより、年額5,000円を上限に交付金を受けられる事業の実施

尚、本年度当該事業は、介護予防事業等へ自ら参加する人に対し、ポイント制による奨励品交付制度を検討中である。

14. さわやかサロン事業

※介護予防支援サポーターによるサロン運営であり、主にふれ愛センター2階アトリエスペースでのサロン活動であるが、「花見」など屋外においての活動も実施しており、より活動の充実を図る。